

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「食料システム」とは、農林水産物等（農林水産物及び食品（全ての飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品等以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいうものとする。

二 「環境と調和のとれた食料システム」とは、農林水産物等の生産等（生産、製造、加工及び流通（輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の過程において環境への負荷の低減が図られ、かつ、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システムをいうものとする。

三 「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいうものとする。

四 「環境負荷低減事業活動」とは、農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷（以下「環境負荷」という。）の低減を図るために行う次に掲げる事業活動等をいうものとする。

(一) 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

(二) 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

五 「基盤確立事業」とは、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次に掲げ

る事業をいうものとする。

- (一) 先端的な技術に関する研究開発等又は新品種の育成に関する事業
- (二) 環境負荷の低減に資する資材又は機械類等の生産及び販売に関する事業
- (三) 環境負荷の低減に資する機械類等の使用に関する事業
- (四) 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発等又は当該農林水産物の流通の合理化に関する事業

(第二条関係)

第三 基本理念

- 一 環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産等の各段階において環境への負荷の低減に取り組むことが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図られなければならないものとする。

二 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならないものとする事。

(第三条関係)

第四 国の責務等

一 国は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする事。

二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムの確立に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする事。

三 農林漁業者、食品産業の事業者その他の食料システムに関連する事業を行う者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、農林水産物等の生産等の過程において、環境への負荷の低減に資するための生産等の方式の導入、資材及び原材料の調達、農林水産物等の流通の確保その他の取組を行うよう努めなければならないものとする事。

四 消費者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならないものとする。

(第四条から第六条まで関係)

第五 国が講ずべき施策

国は、食料システムの関係者の理解の増進、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研究開発及び普及の促進、環境への負荷の低減に資する生産活動の促進、環境への負荷の低減に資する原料の利用の促進、環境への負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進、環境への負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進等のために必要な措置を講ずるものとする。

(第七条から第十四条まで関係)

第六 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等

一 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとし、基本方針には、次に掲げる事項等を定めるものとする。

(一) 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項

(二) 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項

(三) 特定環境負荷低減事業活動（集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の

低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動をいう。以下同じ。

）の促進を図る区域（以下「特定区域」という。）の設定に関する基本的な事項

(四) 基盤確立事業の実施に関する基本的な事項

（第十五条関係）

二 自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。こと。（第十六条及び第十七条関係）

三 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、同意をした基本計画（以下「同意基本計画」という。）

）の進捗及び実施の状況について報告を求めることができるものとする。こと。（第十八条関係）

第七 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等

一 同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は

、環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができるものとする。

二 同意基本計画に定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができるものとする。

三 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画には、環境負荷の低減に関する目標、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の内容等を記載しなければならないものとする。

四 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画には、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う次に掲げる措置に関する事項を含めることができるものとする。

(一) 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材等の提供に関する措置

(二) 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な

原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置

五 都道府県知事は、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画が同意基本計画に適合するものである等と認めるときは、その認定をするものとする。

(第十九条から第二十二条まで関係)

第八 認定計画に係る支援措置

一 農業改良資金融通法等の特例

(一) 認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動（以下「認定事業活動」という。）に農業改良資金融通法に規定する農業改良措置が含まれる場合には、当該認定計画に係る認定があつたことをもつて、同法の認定があつたものとみなし、この場合における農業改良資金の償還期限は、十二年以内とすること。

(二) 認定事業活動に林業・木材産業改善資金助成法に規定する林業・木材産業改善措置が含まれる場合

には、当該認定計画に係る認定があつたことをもつて、同法の認定があつたものとみなし、この場合における林業・木材産業改善資金の償還期間は、十二年以内とすること。

(三) 認定事業活動に沿岸漁業改善資金助成法に規定する経営等改善措置が含まれる場合には、当該認定計画に係る認定があつたことをもつて、同法の認定があつたものとみなし、この場合における経営等改善資金の償還期間は、十二年以内とすること。

(四) 認定事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、当該処理高度化施設の整備を行う者を家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の認定を受けた者とみなして、同法の株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付けに関する規定を適用するものとする。

(五) 認定事業活動に第七の四の者が行う食品等の流通の合理化が含まれる場合には、その者を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（以下「食品等流通法」という。）に規定する認定事業者とみなして、食品等流通法の株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付けに関する規定を適用するものとする。

（第二十三条から第二十七条まで関係）

(一) 認定を受けた特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「認定特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合には農地法第四条第一項の許可があつたものとみなし、農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするため所有権等を取得する場合には同法第五条第一項の許可があつたものとみなすものとする。

(二) 認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って集約酪農地域の区域内にある草地において施設を整備するために行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、適用しないものとする。

(三) 認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って特定環境負荷低減事業活動（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）第二十二條に規定する財産をいう。以下同じ。）の活用を含むものに限る。）を行う場合には、当該認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定があつたことをもつて、同條に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなすものとする。

（第二十八條から第三十條まで関係）

第九 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

一 同意基本計画に定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地について所有権等又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「農用地所有者等」という。）は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業の生産団地を形成するため、市町村長（協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、都道府県知事。以下同じ。）の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができるものとし、協定には、協定区域、栽培の管理に関する事項等を定めるものとする。

二 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならぬものとし、市町村長による認可の公告のあつた協定は、その公告のあつた後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になつた者に対しても、その効力があるものとする。

三 認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、当該農用地について使用及び収益を目的とする権利等を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請することができるものとする。（第三十一条から第三十八条まで関係）

第十 基盤確立事業実施計画の認定等

一 基盤確立事業を行おうとする者は、基盤確立事業実施計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとし、基盤確立事業実施計画には、基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進等に関する目標、基盤確立事業の内容等を記載しなければならないものとする。

二 主務大臣は、基盤確立事業実施計画が基本方針に照らし適切なものである等と認めるときは、その認定をするものとする。

(第三十九条及び第四十条関係)

第十一 認定基盤確立事業実施計画に係る支援措置

一 認定を受けた基盤確立事業実施計画（以下「認定基盤確立事業実施計画」という。）に従って行われる基盤確立事業（以下「認定基盤確立事業」という。）に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、当該食品等の流通の合理化を行う者を食品等流通法に規定する認定事業者とみなして、食品等流通法の株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付けに関する規定を適用するものとする。

二 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係る種苗法の規定による品種登録出願等について、出願料等を軽減し、又は免除することができるものとする。

三 認定基盤確立事業実施計画に従って農地を農地以外のものにする場合には農地法第四条第一項の許可

があつたものとみなし、農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするため所有権等を取
得する場合には同法第五条第一項の許可があつたものとみなすものとする。

四 認定基盤確立事業実施計画に従つて基盤確立事業（補助金等交付財産の活用を含むものに限る。）を
行う場合には、当該認定基盤確立事業実施計画に係る認定があつたことをもつて、補助金等適正化法第
二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなすものとする。

（第四十一条から第四十四条まで関係）

第十二 雑則等

一 国及び地方公共団体は、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通
のあつせん、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。（第四十五条関係）

二 認定計画及び認定基盤確立事業実施計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則に
ついて必要な規定を設けること。（第四十六条及び第五十一条関係）

三 この法律における主務大臣、権限の委任、事務の区分等について規定すること。

（第四十七条から第五十条まで関係）

第十三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律を廃止し、所要の経過措置を設けること。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

四 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うこと。

(附則第七条から第九条まで関係)